

中小企業等経営強化法に基づく 課税標準の特例について

中小企業等経営強化法の規定により、柏原市の導入促進基本計画に適合し、柏原市から認定を受けた中小企業者等の先端設備等導入計画に記載された機械・装置等であって、一定の要件を満たした場合、課税標準の特例を受けることができます。

●対象者

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等のうち、以下の条件を満たす者。

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ※同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人を除く。
※2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人を除く。

●対象設備

先端設備等導入計画の認定を受けた資産のうち、以下の要件を全て満たす設備。

- ・認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載されたもの
- ・生産、販売活動等の用に直接供されるもの

資産の種類	用途又は細目	最低取得価額 (一台一基又は一の取得価額)
機械及び装置	全て	160万円以上
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上
器具及び備品	全て	30万円以上
建物附属設備	全て	60万円以上

※建物附属設備については、償却資産として課税するものに限る。

※中古資産は対象外。

●特例措置

対象資産の取得年月	計画内における賃上げ表明に関する記載	特例率	特例期間
令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	記載なし	1 / 2	3年間
令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	記載あり	1 / 3	5年間
令和6年4月1日～ 令和7年3月31日			4年間

※先端設備等導入計画の認定前に取得したものは対象外となりますので、ご注意ください。

●申請方法

償却資産申告書及び種類別明細書の該当資産欄に特例適用の旨を記載のうえ、下記の書類を添付して、提出してください。

- ・課税標準の特例適用申告書
- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）、同申請の計画書（写）
- ・先端設備等導入計画に係る認定書（写）
- ・投資計画に関する確認書（写）（認定経営革新等支援機関確認書）

<ファイナンスリース取引であって、リース会社が申告する場合>
リース先の上記種類のほか、

- ・リース契約見積書（写）
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）

<従業員に対する賃上げ方針を表明した場合>

- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面